

CJRP Discussion Paper Series

混濁する紛争経験の構築

仁木恒夫

大阪大学法学研究科

No.16

March 2021

超高齢社会における紛争経験と司法政策

Civil Justice Research Project: CJRP

混濁する紛争経験の構築

仁木恒夫

〔要旨〕

本稿は、ある民事訴訟事件の被告になった調査協力者に対する面接調査の会話データに基づき、紛争当事者の紛争経験のなかでの民事訴訟や弁護士との接触について考えようとするものである。ここでは、調査協力者の発話からある事案での特徴的な出来事があきらかになるが、それは調査者と調査協力者との相互交渉によって構築されていくものであり、この作業に参加する者の関心と解釈によって彩られていることを同時に示すのである。

1 はじめに

本稿では、紛争当事者の紛争経験について経験的資料を手がかりに考えようと思う。私は5件の面接調査に加わった。そのうちの1件の事案をとりあげて、面接においてその紛争経験者の語る紛争経験を、そこで理解しようとした自身の試みとの相互作用のなかから考えてみようと思うのである。

ここでとりあげる事案【L19】は次のような事案である。E1は、オンラインで教育教材をあつかう会社を営んでいる。今回の事案は、教育関係でデータベースの教材を、日本だけでなく海外の低所得者層にも提供する仕事にかかわるものであった。システム開発に必要なサーバー構築を依頼した会社への支払いが滞り、相手方から訴訟を提起されたのである。

私は、事前にこの事案の調査票をよく読んでイメージをもってインタビューに臨んだ。面接のさいに会った紛争経験者のE1は丁寧で、物腰のやわらかな男性であった。今回、わざわざ大部の資料ファイルも持参してくれて、必要に応じてその必要箇所を示しながら、E1は2時間近く時間をとって話をしてくれた。こうしたインタビューにより、調査票には記載されていなかった紛争経験の細部があきらかになっていった。とりわけ、この事案では訴訟を利用しており、E1が訴訟や相手方弁護士とどのような接触をしたのかが私の大きな関心となっていた。したがって、私は、一面で、調査票の情報をより詳細なものにしようという意図をもって、そうした知見をひろっていかうとした。しかし、インタビューという過程は、ふりかえると、調査者がそうした客観的な事実の詳細を収集していく作業とは異なるのではないかと感じられる。それでは、インタビューとはどのような過程なのだろうか、それを事案【L19】の資料の一部にそくしながら考えてみようと思うのである。

2 本人訴訟から弁護士訴訟へ

調査票では、本件事案は、本人訴訟で相手方には訴訟代理人がついていたとされていた。ところが、面談をはじめてそう経たないうちに、「あとからお願いしたその弁護士先生」が

いたことが分かった。そこで、私は、本人訴訟ではじまった本件訴訟が、どのような経緯で弁護士に依頼することになったのかを尋ねた。

【資料 1】

R 1 いまおっしゃられた、あとからの弁護士さんをお願いされて、その先生がずいぶん一生懸命勉強されたということなんですが、それはいつの時点でその先生に、

E 1 あのですね、わたしが当時最初は、請求裁判が起きたときに、もともとうちとしては当然払わなきゃいけないものであると。で、補完資料も納品していただいたら、あとは資金繰りさえかえてうまくいけばちゃんとお支払いしたい、という気持ちというか意思がありましたんでね、まずその部分、そういうような案件であったので、ましてやほか協力してくださっている会社さんからは当然訴訟なんか起きず、当時も一緒に構築っていうか、サービスさせ、インさせるためにやってみましたんで、特に弁護士さんを立てずに、わたしが当然、原告代表なので、被告ですね、だから行ったらいいだろうと思って。で、書記官のかたにもちょっと事情をお話ししたら、“それだったら来ていただいてかまいません”ということだったんで、わたしが行っていたんです。

で、法廷の中で、まずそういった支払い関係に関しての、それを認めるか認めないかというようなお話があったときに、いまのようなお話を。ですけども、その補完資料の位置付けに関してですね、これがわたしどもとしては当然、契約書にある最終の納品物、成果物、当然サーバーの設定というのはもう成果物なんですけど、補完資料というのも必要であるということを、言っていたんですが、支払いだけの部分ですかね、を認める、で、“補完資料は後から言い出した”みたいな感じの解釈になってしまって、次から、前回お話ししたことを撤回するのであれば、なんか自白の撤回とかですね、＜笑いながら＞なんかわからんことをいろいろ言い始めはったんです、裁判官が。そうなのはですね＜笑いながら＞ちょっとわたしもう完全、これもう素人ですから、相手さんは弁護士さんいらっしゃって来るわけですけど、もうなんかちょっと全然、その場で裁判官もいらっしゃって、これぐらいの小さな所ですけどね、相手の弁護士さんもいらっしゃってっていう中で、わたしがお話ししたいことと論点がもう全く違うんですよ。相手の弁護士さんは、いや、それは前回の法廷で、わたしが言ったこと、まず自白の撤回しないとその先話が進めれない、というようなことになるので、“いや、ちょっと待ってほしい”と＜笑いながら＞いう。で、そのまま次回期日を設けたうえで、もうそこから先、当時いろんなことで相談は乗っていただいていた先生がいらっしゃいましたんで、もうちょっとあとはお願したいということで、途中からですね、代理人として入っていただいて、はい。

R 1 裁判の期日は何回ぐらいございましたか。

E 1 ええっとですね、これはけっこう長かったと思いますね。4回。わたしが行っていたものも入れると、トータルで5回ぐらいにはなるんじゃないでしょうかね。1ヵ月半おきぐらいで。

R 2 アンケートの中で、この事件の前にも民事裁判の経験があったというふうに回答されて、

E 1 あります。

R 2 これはまた別ですか。

E 1 別ですね。それもそれでまたあるんですけど。

本件では、E1 は、当初、自分の債務を認めており、相手方が構築したサーバーを操作するのに必要な「補完資料」を納品してもらえのならば支払いについて話し合いたいという考えをもっていた。それを裁判所書記官に伝えたところ、本人が出廷することを勧められたのである。こうして E1 の本人訴訟が始まるのであるが、早々と最初の期日に「法の」素人として専門性の障壁に直面する。E1 は、まず債務の支払いについては認めたあとで、補完資料は契約書に記載されている最終の納品物であるとしてその履行を求めたのであるが、E1 によると「前回お話ししてたことを撤回するのであれば、なんか自白の撤回とかですね、＜笑いながら＞なんかわからんことをいろいろ言い始めはったんです、裁判官が。」。こうして E1 は自分が「お話ししたいことと論点がもう全く違う」事態になってしまい、「当時いろんなことで相談は乗っていただいていた先生がいらっしゃいましたんで、もうちょっとあとはお願いしたいということで、途中からですね、代理人として入って」もらったのである。

調査票の「なぜ弁護士に依頼しなかったのか」という質問に E1 が「自分でできると思ったから」と回答していたことをふまえて、訴訟のどの時点までそのように考えていたのかを確認するために、私はまず裁判の期日が何回あったのかを質問した。それに対して、E1 は、「わたしが行っていたものも入れると、トータルで5回ぐらいにはなるんじゃないでしょうかね。1ヵ月半おきぐらいで。」と答えており、訴訟になってからほとんどが「自分でできると思」われる本人訴訟ではなかったことが明らかになる。

なお、この直後にもう一人の調査担当者 R2 が、以前にほかの事件で弁護士に相談や依頼をしたことがあったと E1 が調査票に回答していることにふれ、このあと E1 はその別の事件について詳細に説明をはじめる。

3 相手方の代理人

今回の訴訟経験から E1 が得たと思われる法制度に対する知識について、もう少しみてみたい。当初から相手方には弁護士がついており、E1 が第1回期日に本人訴訟で対応している時点には、この相手方弁護士と法廷内外で直接の接触をしている。当事者として接する相手方弁護士は、E1 にとってどのように理解されたのだろうか。このことをより詳細に話してもらうために、私は相手方弁護士の年齢がどれくらいだったのかから E1 に尋ねた。そこからの私たちの会話をみてみよう。

【資料2】

R 1 先方のその裁判をご担当された原告側の弁護士さんは、年齢はおいくつぐらいのかたですか。

E 1 ええっと、相手の弁護士さん、そうですね、40 前半ぐらいじゃないでしょうかね。だいぶお若い。こういう請求裁判、こういう類のことをずうっとされているというわけではおそらくなかったとは思うんです。同級生ということもあって、「Y 1 [大学名]」だったかな、同級生ということもあって、お引き受けられたというようなことだと思いますね。

相手の社長さんがわりと、SNS を活用されてたんで、うちのこういう案件のこととかをですね、イニシャルで上げられたりとか、“いよいよ何か始まる” <笑いながら>みたいなことをけっこう上げられたりとか、はい。支払いがちょっと滞っているときも、うちのオフィス、他人のテナントが入っているオフィスの一階の写真を撮って、あの、「Y 2 [会社名]」ですんで、なんか“G 社を訪問、誰もいない”みたいなですね、<笑いながら>ちょっと。

R 2 そうですか。

E 1 そうなんですよ。うーん。ちょっと変わられているというのはあったんですね、実際。<笑い>

R 2 ほう、そうなんですね。

E 1 そのあたりは相手の、当時、最初の弁護士さんにもわたし、法廷ではなく、ちょっとこういうのを上げていらっしゃるから、これはべつに上げる上げないは本人の自由かもしれない、ませんけれど、いまこうやって対応している限りは、ちょっと控えるというかですね、そういったことも言っていただけませんか、ということで、ちょっと収まりましたけれどね。<笑い>

R 1 ご回答いただいた中で、“相手方の弁護士さんが、ほぼこちらの話を聞いていただけませんでした”とご回答いただいたんですが。

E 1 ええ、はい。法廷の場ですね。

R 1 法廷の場ですか。

E 1 はい。そこはもう全く。弁護士さんも全くですね。要は、現状、なにを言って、どんな理由を付けても、“いま支払っていないじゃないか”と。“意思があるなら、いま持ってきているのか”と、そういうことですね。はい。だいたいそういう話にやっぱりなってしまいうんですよ。<笑い>

R 2 資金繰りがこういう状況で、ということをお伝えしても？

E 1 はい、はい、そうです。もうそこは、この弁護士さんに限らず、初めの主張というのはやっぱりそういうかたちになってしまいますねえ、はい。債務者<笑いながら>は弱い立場でもありますんでね、はい。わたしはべつに嘘を全くね、<笑いながら>偽りもなく状況をそのまま、ありのまま話していますけれども、全体見たときに、必ずしもそういう自分の本当の状況だけ話をしているかたばかりじゃないこともあると思うんですね。どこかへ隠すとか、なんかわかりませんけれども。だから、やっぱりそういう前例もあってか、まずそういう“本当なんだ”ということはやっぱり回を重ねないと<笑いながら>わかっていただけない、はい。もうはじめに聞くという、ねえ、ということはやっぱり最初は、なんか裁判官以外は、あの一、そういう姿勢は全くなかったですね、ええ。

R 1 途中で、あの、「E 1 姓」さんが弁護士さんにお問い合わせされたわけですね。

E 1 はい。はい。

R 1 そうすると、弁護士同士のやり取りになりますが、そこでも全く先方の代理人は、

E 1 ここはちょっとずつやっぱり変わってきますね。まずは、弁護士にお願いするという時点で、“お願いする費用あるじゃないか”というところからですね。“ああいうふうに言っていたのに”っていう。それはやっぱり請求裁判が起きている金額にもよりますね。500 万以内であればですね、その数十万でも、“先生にお願いする金額があったんじゃないか”

とかですね。

E1によると、相手方の弁護士は40代前半で、本件事案のような事件をふだんからあつまっているわけではないが、大学の同級生である相手方からの依頼のため受任することになった。そこから、相手方弁護士の話が、私的なつながりがあるということで想起される相手方本人のエピソードへと移っていく。相手方は、事件についてSNSに頻繁にE1の会社とのトラブルを仄めかす記事を写真付きであげる、「ちょっと変わられている」人物であった。そして、相手方弁護士には、対応しているのだから相手方にそのような行動を控えるよう言うてほしいと伝えて、おさまったのである。

調査票には、「相手方の弁護士先生は、ほぼこちらの話を聞いて頂けませんでした。」と回答されていた。そこで、私はそのことをE1に確認した。すると、E1は、「はい。そこはもう全く。弁護士さんも全くですね。要は、現状、なにを言って、どんな理由を付けても、“いま支払っていないじゃないか”と。“意思があるなら、いま持ってきているのか”と、そういうことですね。はい。だいたいそういう話にやっぱりになってしまうんですね。」と強調しながら説明した。しかし、もう一人の調査者R2が、E1側の資金繰り事情を伝えても話を聞かなかったのかを再確認しようすると、弁護士のこのような姿勢は「この弁護士さんに限らず」一般的なものであるとする。そして、それには次のような理由があると推測し、理解も示す。「全体見たときに、必ずしもそういう自分の本当の状況だけ話をしているかたばかりじゃないこともあると思うんですね。どこかへ隠すとか、なんかわかりませんけれども。だから、やっぱりそういう前例もあつてか、まずそういう“本当なんだ”ということはやっぱり回を重ねないと＜笑いながら＞わかっていただけない、はい。」。

本件事案ですぐにこちらでも代理人に依頼したということだったので、私は、弁護士同士のやりとりに移行してからも「話を聞いて頂けない」ような対応が変わらなかったのかを聞くと、そこには変化があったと応答がある。私は、相手方が当事者本人の場合に比べて代理人がついたほうが話が通りやすいので、弁護士は一般に相手方も弁護士に依頼すること歓迎するときいており、そうした答えを予期したが、E1が想起した変化はそうではなく、支払いができないといいながら弁護士に依頼する費用があるということへのE1に対する相手方弁護士の疑念であった。

4 事件の混同

私は、この事案でE1の訴訟経験についてもう少し詳しく聞きたいと思った。そこで、E1が経験した民事訴訟手続が具体的に口頭弁論手続、弁論準備手続、証拠調べ手続などのどの手続なのかを推測するために、手続が実施された法廷のようすについて尋ねた。そして、調査票では、地方裁判所で「判決が出た」となっていたので、それについても確認をすすめた。

【資料3】

E1 はい。その補完資料うんぬんのやり取りも、こちらが先生からも出していただきましたが、特に、こーんな資料までたくさん用意していただいたんです。けども、それもほとんど触れてはおられないですね、法廷の場では。

R 1 さっき、このぐらいの部屋でとおっしゃいましたけども、会議室みたいな場所ですか。それとも、通常の法廷、

E 1 いちおう法廷ですね。

R 1 テーブルがあるような感じ？

E 1 はい、地裁の、はい。テーブルです。丸テーブルがあるところですね。はい。

R 1 全部そこでされた？

E 1 のはずですね。

R 1 あああ、そうですか。それで、これは最終的には判決で、

E 1 そうですね。

R 1 なるほど。だということですよええ。

R 1 で、これは強制執行まで、相手方がかけてきた、というようにお書きいただいているかと思うんですが。

E 1 はいはい。これがですね、ええっと、わたしあれですね、書いていたのが、この「P 1」の件ではなくて、サーバー構築の件ではなくて、ちょっと事実が合体してしまって。教材作成のほうでの強制執行なんですよえ。

R 2 そうなんですね。

R 1 なるほど。《沈黙》そういたしますと、この、相手方とまだやり取りを続けてます、ってご回答いただいています。

E 1 はい、そこはもう書いているとおりです。

今回の事案では、E1 はすべてラウンドテーブル法廷で期日が実施されたと記憶しており、ほとんどが弁論準備手続ですすめられたのではないかと推測された。早い段階で E1 は支払い債務を認めており、相手方はすでに債務を履行しているのかどうか争われていた。E1 としては債務である補完資料がまだ提供されていないとして、資料を用意し、ラウンドテーブル法廷で弁護士をとおして説明してきたのである。

調査票に「判決が出て、強制執行までされました。」ともあるので、続けて、私が E1 にそれを確認していく。すると、E1 は「はいはい。これがですね、ええっと、わたしあれですね、書いていたのが、この「P 1」の件ではなくて、サーバー構築の件ではなくて、ちょっと事実が合体してしまって。教材作成のほうでの強制執行なんですよえ。」と答えている。

【資料 1】でみたように、E1 は、この事件以前に別の事件で今回と同じ弁護士に依頼をし、事件処理をした経験がある。それは、教育教材の試作品を複数の会社に出してもらい、監修者の承認があれば採用するというかたちで企画をすすめていたところ、その承認がでなかったため断ったある会社から訴訟を提起されたのであった。そして、強制執行はそのときのことなのであった。調査票への回答には、この以前の訴訟で経験したことがらが混在していたのである。記憶の混濁はさらにほかの回答でもあきらかになる。【資料 4】をみてみよう。

【資料 4】

R 1 もういくつかお伺いしたいんですが、このアンケートで、問 12 に、裁判に期待されたことをお尋ねしております。“積極的に期待した”というふうにご回答いただいているのは問 12 なんですが、“自分の権利を守ること”、それから、“相手との話し合いの場

を持つこと”、“事実関係をはっきりさせること”の3つを期待したと。もうひとつは、“裁判官に話を聞いてもらう”もご回答いただいているんですが、これはもう少し具体的に「E 1 姓」さんの言葉でご説明いただけますか。

E 1 わかりました。12 ですね。何ページですかね。

R 2 8 ページ、9 ページになるかと思います。《沈黙》“裁判に何を期待しましたか”という質問です。

E 1 これはですね、案件 2 つにまたがるとあれですけども、まず、自分の権利というか、事実関係を、ここにも 11 番にもある事実関係をはっきりさせることですね、一番は、やっぱり。いまこういう状況で、たとえばサーバーの件にしたらですね、こういう状況で支払いは滞ってしまってるけれども、現状、補完資料というのはまだいただけていない。それが、あれば、当然、こちら側としてもですね、継続した作業を他のかたにお願いしたりすることもできるわけなんですね。だけど、それができない。しょうと思えば、中身をちょっと覗いてみて、資料はないけど覗いて、だいたいどういうふうになっているかっていうのを把握いただいてから、その続きをやってもらえますかみたいなかたちになってしまうので、なかなかそんな臨機応変な対応をしてくださるところっていうのはないんですよ<笑い>。費用も嵩んでしまいますし。だから、現状の補完資料というものをちゃんといただきたい。で、かつ、その後の支払いを頑張っていくようにしていきます<笑いながら>、ということですね。はっきりさせたいというのが大前提にあります。お支払いできていないから感情がもつれてしまうというのは当然かとは思いますが、ただ、当初の仕事のお願いした内容からいえば、補完資料まで入れていただくというのが成果物でもありますので。その約束事は、うちが、支払いできていないというのが、約束を守れてないというのはありますけれども、そのあたりは、はっきりですね、させたいです、というのはありましたよね。

で、やっぱりこういうところはどうしても、制作のサーバーに限らずその、さっきの問題制作とっていったところですけども、なんて言うんでしょうね、裁判官のかたにもわかっていただきづらい部分ではありますね。片っぱはシステム、片っぱは問題制作という、その中身は違えどですね。たぶん他にもこういう件で揉めていらっしゃる裁判とかは、おそらく山のようにあるだろうなとは思いますが、で、それでもこういう煩わしさは嫌だから、もう和解して、これで手を打とうと。結局、未完のまま終わるっていうことが、おそらくほとんどだと。<笑いながら>わたしの想像ですけどね。たぶんそうだろうなというふうには思いますね。

R 1 今回、事実関係を先ほどおっしゃられたように、補完資料についての状況等‘とう’をはっきりさせたいとお考えだったけれども、その期待は十分には裁判では実現できていなかっただろうという、

E 1 そうですね。そこは弁護士先生に入っただいでも、やっぱり難しかったですねえ。で、何でじゃあできなかったかという、わたしが感じている感想としてですけども、やっぱり法廷で、書記官とか裁判官、問題制作のことに関しては、裁判官が何名かな、最大 5 名ぐらいにはなったんです、けっこう大きくなったんですよ。で、もうちょっとこう歩み寄りというかですね。いや、こちらに寄ってもらうという必要はないんです<笑いながら>。この当事者がなにで、どういう業種で、どういう作業をするような仕事の中で揉

めているのかというのを＜笑いながら＞、もうちょっと状況把握＜笑いながら＞っていう意味で歩み寄りをしていただかないと。わたし、仕事をするうえでは状況把握って大事だと思うんですよね。それをしないとなかなか、判決も下せないんじゃないかなというように感想があるんで、その外枠だけの把握では、難しいんじゃないかなと思うんですよね。だから、それはある意味、専門性までを求める必要はないかもしれませんが、もう少し知識的なシステムとか、いうところの知識というか、そういう情報というかですね、を長けたかたではないと難しいんじゃないかと思いますね。そのシステムプログラミングできるレベルがいるとか、そういうことを言っているのではなく、いまの時代に合ったというか、ええ。

私は、「この」事件についての E1 の調査票の回答を確認しようとした。E1 が積極的に「裁判に期待したこと」として「自分の権利を守ること」「相手との話し合いの場を持つこと」「裁判官に話を聞いてもらうこと」「事実関係をはっきりさせること」をあげていた。これを E1 自身の言葉で説明してもらおうとしたのである。すると E1 は、「これはですね、案件 2 つにまたがるとあれですけども、」と前置きをして、この事件で相手方が提供すべき成果物である補完資料が履行されていないが、「そのあたりは、はっきりですね、させたいです」と答えている。

しかし、ここで注目したいのは、E1 が自発的にそれに続けて、「制作のサーバーに限らずその、さっきの問題制作といていたところですけども」として、今回の事件（制作のサーバー）だけでなく以前の事件（問題制作）でも、裁判官に分かってもらにくいのではないかと述べていることである。今回の事件にそって語られた「(当初の) 裁判への期待」は、今回と前回の両方の事件に共通する経験から推論される「(現在の) 裁判への懷疑」へと横滑りしている。その後、私はもっぱら「この」事件に視線を戻して、「補完資料についての状況等‘とう’をはっきりさせたいとお考えだったけれども、その期待は十分には裁判では実現できていなかったらという」と E1 の語った内容の要約および確認を試みるが、それに対する E1 の応答は、「やっぱり法廷で、書記官とか裁判官、問題制作のことにしましては、」と完全に以前の「問題作成」事件へと関心を集中させていくのである。ここで私が質問した最初から E1 は「案件 2 つにまたがる」と意識していたことを想起するならば、「裁判に期待したこと」は E1 にとって、むしろ主にはこの事件以前に経験した「問題作成」事件を考えながら回答していたのではないかと推測されるのである。

5 おわりに～聞き取りの交渉過程論

本稿では、私がもう 1 人の調査担当者 R2 と共同で実施した聞き取り調査の資料【L19】に依拠して、調査協力者 E1 の紛争経験について検討してきた。とりわけ、E1 が訴訟利用した事案なので、訴訟制度や弁護士との接触に焦点をあてて分析をおこなった。そこで明らかになったのは次の点である。

第一に、素人である紛争当事者にとって訴訟の法的技術性は、大きな障害となり、もはや訴訟の場で自力で本人訴訟を担っていくことができなくなる可能性を強くもっているということである。推測はつくことであるが、この事案において「自白の撤回」という具体的な

制度が、当事者を完全に動けなくさせてしまったことをみることができた。第二に、相手方の弁護士は、この当事者の話をまったく聞かなかった、少なくともそのように受け取られるような応接をしてきたということである。こうした不満は、弁護士に接触する素人に一定の程度みられるものと思われる。しかし、紛争当事者は、接する弁護士を多面的にみており、弁護士のこのような姿勢は紛争処理という特殊な状況において合理性があることも推測されているのである。第三に、紛争当事者の紛争経験は必ずしも明確に区別整理して記憶されているわけではないということである。とりわけ複数の紛争を経験したことのある場合は、その複数の経験が混ざり合って想起されることもあることが推測されるのである。

こうした知見は、調査協力者 E1 と私ともう 1 人の調査担当者 R2 との会話からあきらかになったものである。私は、事前に調査票に目をとおしてこの事案についてイメージをつくらせておいた。そして、調査票から得られたイメージをたどるように、調査票の質問項目に依拠しながら E1 に回答内容の確認を中心とする質問をおこなった。そうした私の関心から、E1 の思考や発話の内容や流れはある種の統制をうけていたといえよう。しかし、それにもかかわらず、私の試みは必ずしも十分に機能したとは思われない。

第一に、調査対象者 E1 は、たしかに私の質問に対してその趣旨をふまえた回答をしている。けれども、E1 は、その発話の過程において、彼の関心や思考の動きにしたがってトピックをすり替えてもいた。たとえば【資料 2】で、相手方の弁護士について話をしている途中、そこから相手方本人が SNS で当該紛争にまつわる記事を頻繁にあげることで迷惑であったことへと展開していたのである。第二に、聴き手の側が、私以外にもう 1 人いて、その人物 R2 が私の E1 への統制的な質問に頻繁に介入している。そのことにより、E1 は、私からの呼びかけから逃れ、視点をずらすことができるのである。たとえば【資料 1】の終わりで、私がこの事件の詳細を E1 に尋ねていこうとする途中、R2 は唐突にこの事件の前の民事裁判の経験について E1 に質問を発している。このあと、E1 は、以前の民事裁判の経験について詳細な説明をおこなっている。こうして、私の意図にもかかわらず、インタビューの会話は、多声的で自由なふくらみのある発話を可能にするものになっているように思われるのである。

こうしたインタビューは、私たちにも多くの重要な知識をその場で補充することになった。また、個々の質問においても、【資料 2】の終わりにある本人訴訟から弁護士訴訟に切り替えたときの相手方弁護士の反応のように、私の推測をはずれる応答もあった。インタビューという会話によって、インタビューに臨むさいに形成されていた私のイメージや知識はその都度再構成され、新たな疑問を生み出し、それを E1 に尋ねるという運動へと導かれていくのである。そしておそらくは、E1 も、混濁して区別されずに調査票に記入されていた事件の印象を、この会話の過程で、自身が重視する事項や側面に力点をおきながら再区分、再構成していったのではないだろうか。

本稿は、私がかかわったインタビュー調査の会話データに基づき、特定の事件の紛争経験者の紛争経験の特徴をあきらかにしようとするものである。そして、それと同時に、その知見が獲得されるにいたった過程もできるかぎり透明化しようとした。それによると、インタビューによってあきらかになるのは、すでに起こった客観的事実ではなく、それに基づく記憶を素材としながらも聴き手と話し手の相互的な会話のなかで生成されてくる、発話者の解釈に彩られた「事実」表現なのである。他方で、私がインタビューの手がかりとした調査

票に記入された情報も、回答者の解釈によってなされた回答である。回答者によって、調査票作成者の意図とはまったく異なる回答がなされることは大いにありうるのである。データのこうした性質を考慮するならば、客観性を装いがちな量的分析の方法を機械的に質的分析研究にあてはめて評価するなどというのは論外であるが、量的であれ質的であれ獲得されたデータをどのように見て、なぜ、どのようにあつかうのかに自覚的であることが、きわめて重要になってくるであろう。そこには調査に協力してくれた人物がおり、不可避免的に研究者の価値が反映されているのであるから。